令和8年度

償却資産(固定資産税)申告の手引き

TOMAKOMAI HOKKAIDO

提出期限　令和8年1月30日(金)

☆☆お知らせ☆☆

○申告書を郵送で提出される方で、控用（市の受領印を押印したもの）について返送を希望される場合は、複写した控と切手を貼った返信用封筒を同封してください。
○資産の増減のない方、初めて申告される方で該当資産のない方、休業・廃業の場合も申告書の提出をお願いいたします。
○提出期限間近になりますと、窓口が混雑しますので１月 15 日（木）頃までにご提出くださいますようお願いいたします。
○未申告資産の追加等による更正で過年度追徴が発生した場合、納税通知書を送付した月の月末まで一括で納付していただくことになります。過年度分の納税通知書は７月以降に送付します。
○申告書の記入方法が分からない場合は、お早目にご相談ください。下記書類をお持ちいただければ、その場で申告することもできます。
・個人の場合：簡易帳簿、所得税青色申告決算書など（その他減価償却資産の分かる書類）
・法人の場合：固定資産台帳、法人税確定申告書など（その他減価償却資産の分かる書類）

＜お問い合わせ・提出先＞
苫小牧市役所 財政部資産税課　償却資産係　(北庁舎２階・35 番窓口)
〒053-8722
苫小牧市旭町４丁目５番６号
直通：0144-32-6270　FAX：0144-36-7108

苫　小　牧　市

目　次

1　償却資産とは・・・

1　償却資産とは

土地・家屋とともに固定資産税の課税対象となる資産のひとつで、工場、事務所、商店、駐車場・アパート経営などの事業をされている法人や個人の方が、その事業のために用いることができる構築物・機械・器具・備品など土地、家屋以外の有形固定資産をいいます。

(1) 対象となる資産

ア 減価償却額（又は減価償却費）が法人税法（又は所得税法）の規定による所得の計算上、損金（又は必要経費）に算入されている資産

イ 取得価額が(2)のク・ケの金額に該当する資産であっても税務経理上、固定資産勘定に計上されている資産

ウ 租税特別措置法の対象資産として中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金（必要経費）算入の特例を適用している資産

エ 賃借人（テナント）が施工した内部造作、内部仕上げ、建築設備等

オ 資産台帳に記載されていない資産（簿外資産）であっても、事業のために使用しているか、又は使用できる資産

カ 耐用年数が経過し、法定の減価償却が終わり帳簿上備忘価額のみ計上されている資産であっても、事業に使用されている資産

キ 現在稼働していないが、本来の機能を有している資産（遊休資産）

ク 建設仮勘定で経理している資産であっても、1 月 1 日現在でその一部または全部が完成し、事業に使用されている資産

※具体的な該当資産については、８～11 ページをご覧下さい。

(2) 対象とならない資産

ア 固定資産税の課税対象として、土地及び家屋評価されるもの

イ 自動車税や軽自動車税の課税対象であるもの

ウ 棚卸資産（商品、貯蔵品）

エ 非減価償却資産（書画、骨董等で希少価値を有し、代替性がないもの）

オ 生物（ただし、鑑賞用・興行用の生物は申告の対象となります。）

カ 無形固定資産（電話加入権、特許権、ソフトウェア等）

キ 繰延資産（開業費、試験研究費等）

ク 使用可能期間が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の少額資産で、法人税法又は所得税法上その取得価額の全額を一時に損金又は必要経費として処理した資産

ケ 取得価額が 1 品 20 万円未満の少額資産で、法人税法又は所得税法上 3 年間の均等償却の対象資産（一括償却資産）として経理処理した資産

コ 平成 20 年 4 月 1 日以降に取得した取得価額が 20 万円未満でリース期間満了後、所有権が移転する資産

取得価額と経理方法による申告対象一覧　　**○･･･申告対象となります　×･･･申告対象となりません**

経理区分 / 取得価額	損金・必要経費としたもの	一括償却資産	リース資産	固定資産勘定としたもの	中小企業等の損金特例
10万円未満	×	×	×	○	
10万円～20万円未満		×	×	○	○
～30万円			○	○	○

2　償却資産の申告をしていただく方

令和８年１月１日現在、苫小牧市内に事業用の償却資産を所有している法人及び個人の方です。なお、次の方も申告が必要です。

(1) 償却資産を他に賃貸している方
(2) 所有権移転外リースの償却資産を所有している貸主の方
(3) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産の買主の方
（所有権移転リースの場合も同様の考え方により原則として借主の方）
(4) 償却資産の所有者がわからない場合は使用されている方
(5) 償却資産を共有されている方
（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員でご申告ください。例:「苫小牧太郎　外○名」）

※既に申告をいただいている方で、前年度の課税標準額が少額となった方には、申告書の送付を省略する旨を記載した案内文を送付しています。

3　各種様式のダウンロード

償却資産申告書等、各種様式は苫小牧市公式ホームページからダウンロードすることができます。(Excel 及び PDF)

各種検索エンジンで、入力してください。

苫小牧市　償却資産

苫小牧市ホームページ
「償却資産の申告について」

4　提出していただく書類

① 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

・13 ページの記入例を参考に必要事項をご記入ください。
・前年中に資産の増減がない場合も提出が必要です。

② 種類別明細書(増加資産・全資産用)、(減少資産用)

・前年中に資産の増減がある場合は、14～15 ページを参考にご記入ください。
・前年中に増減がない場合は、提出不要です。
・はじめての申告の場合は、全ての資産をご記入ください。

※郵送にて提出される方で、控(市の受領印を押印したもの)の返送が必要な場合、複写した控と切手を貼付した返信用封筒を同封してください。なお、同封の全資産リストは、申告の参考にしていただくために送付していますので、返送の必要はありません。

	はじめて申告される方	前年まで申告されている方
対象者	令和7年中に苫小牧市内で新たに事業を始められた方、又はこれまで事業を行っていたが未申告だった方	前年度(令和7年度)までに申告された方
申告が必要な資産	令和8年1月1日現在、苫小牧市内に所有する償却資産に該当する全資産	令和7年1月2日から令和8年1月1日の間に取得又は減少した苫小牧市内に所有の償却資産
提出する書類	①令和8年度償却資産申告書 ②種類別明細書(増加資産・全資産用)	①令和8年度償却資産申告書 ②種類別明細書(増加資産・全資産用) ③種類別明細書(減少資産用)
該当資産がない、又は前年中に資産の増減がないとき	該当資産がない場合は、申告書右下の備考欄に「該当資産なし」と記入し、申告書のみ提出してください。	前年中の増減がない場合は、申告書右下備考欄に「増減なし」と記入し、申告書のみ提出してください。
全資産リスト(種類別明細書)について		申告のあった令和7年1月1日現在の償却資産について打ち出した全資産リストを同封しています。この書類を参考に、増減のあったものを申告してください。

※廃業・解散などで事業用の該当資産がなくなった場合は、申告書右下の備考欄にその旨記入してください。

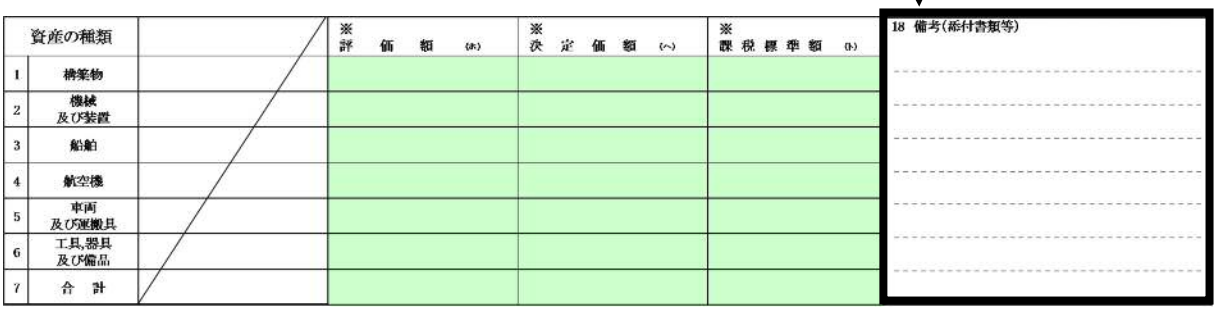

5　申告期限

令和８年１月 30 日(金)ですが、期限間近になりますと受付が大変混雑しますので、１月 15 日（木）までの早期の提出（郵送可）にご協力をお願いいたします。

eLTAX

申告は便利な電子申告で

苫小牧市では、地方税ポータルシステム eLTAX（エルタックス）による電子申告を受け付けています。詳細は eLTAX ホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp/）をご覧ください。

※具体的な操作方法を含め、ご不明な点は、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。

eLTAX ホームページ　サポート：https://www.eltax.lta.go.jp/support/

6　申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合、又は虚偽の申告をされた場合は、地方税法第354条の規定により罰則が適用される場合があります。

7　評価額の算出方法

(1)評価額の計算

前年中に取得した資産	前年以前に取得した資産
取得価額×(1−減価率/2) ＝(取得価額×※1)	**前年度評価額×(1−減価率)** ＝(前年度評価額×※2)

(2)最低限度額

取得価額の5%が評価額の下限となります。

定率法による償却率の減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得※1	前年前取得※2			前年中取得※1	前年前取得※2
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926
16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928

※耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表1、2、5及び6が適用されます。

［例えば］　取得価額250,000円、取得時期令和7年2月、耐用年数4年のパソコンの場合

令和8年度 ＝ 250,000円 × 0.781＝ 195,250円

令和9年度 ＝ 195,250円 × 0.562＝ 109,730円

令和10年度 ＝ 109,730円 × 0.562＝ 61,668円

令和11年度 ＝ 61,668円 × 0.562＝ 34,657円

令和12年度 ＝ 34,657円 × 0.562＝ 19,477円

令和13年度 ＝ 19,477円 × 0.562＝ 10,946円 ＜ 12,500円

※　令和13年度で算出額が取得価額の5%（12,500円）より小さくなりますので、以降12,500円で評価されます。

8　課税標準額及び税率

(1) 課税標準額

申告された各資産の取得年月、取得価額、耐用年数を基礎として定率法により算出した毎年１月１日現在の評価額（特例の適用を受ける場合は、適用後の額）が課税標準額となります。(5 ページ参照)

(2) 税率・税額

税　　額 （100円未満切捨て）	＝	課税標準額※ （1,000円未満切捨て）	×	税率 （1.4%）

※課税標準額が 150 万円(免税点)未満の場合は課税されませんが、申告は必要となります（申告書の送付を省略する旨の案内文をお送りしている方でも、資産の増減等がある場合には申告が必要です)。なお、免税点未満の場合は、納税通知書は送付いたしません。

9　納税通知書及び納期

提出のあった申告書に基づき価格決定を行い、課税の方には４月中旬に納税通知書を送付します。なお、納期は４月・７月・９月・12 月の４期に分かれており、各納期限は納税通知書に記載されています(償却資産課税台帳及び種類別明細書は発行しておりませんが、必要な場合はご相談ください)

また、更正により過年度追徴が発生した場合、対象年度ごとに納税通知書を送付いたします。支払は、納税通知書を送付した月の月末まで一括で納付していただくことになります。過年度分の納税通知書は７月以降に送付します。

10　リース資産の申告

リース資産の申告はその契約の内容により、賃貸人が申告義務者になる場合と、賃借人が申告義務者になる場合のいずれかになります。大きく分類すると、リース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は次のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
<通常の賃貸借契約によるリース資産> 特徴:賃貸期間が自由に選択できる、期間終了と同時に資産は回収	×	○
<実際の売買に当たるようなリース資産> 特徴:所有権留保付割賦販売等、リース後に資産が使用者の所有物となる場合	○※	×

○・・・申告対象となります　　×・・・申告対象となりません

※平成 20 年４月１日以降に取得した 20 万円未満のリース資産で、期間満了後に所有権移転契約がなされたものについては、償却資産の申告をする必要はありません。

11　耐用年数の短縮等を適用した償却資産

耐用年数の短縮又は増加償却の承認を受けた償却資産がある場合は、承認を受けた書類の写しを添付し、申請が必要となります。

事　　項	国税における所轄	添　付　書　類
耐用年数の短縮	国　税　局　長	耐用年数の短縮の承認通知書（写）
増　加　償　却	税　務　署　長	増加償却の届出書（写）

12　実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であるかを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査や帳簿書類等の照合調査を行うことがありますので、その際にはご協力をお願いします。また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の修正年度は現年度だけではなく5年度分まで遡及して修正することもありますので、ご了承ください。

13　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

租税特別措置法で、中小企業者等が令和8年3月31日までに取得し使用する取得価額10万円以上30万円未満の減価償却資産については、1事業年度で合計300万円までを損金（又は必要経費）に算入可能ですが、固定資産税（償却資産）では申告の対象となります。

14　課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に定める資産については、課税標準の特例が適用されます。なお、特例を受けるためには、申告書を提出する際に必要書類を添付する必要があります。代表的な特例は以下のとおりです。ここに記載されていない特例の詳細につきましては、お問い合わせください。

中小企業等経営強化法に係る課税標準額の特例について

ア　対象設備及び特例内容

令和5年4月1日から令和7年3月31日に取得した資産

対象設備	取得期間	賃上げ表明	特例率	期間
① 機械装置 ② 工具 ③ 器具備品 ④ 建物附属設備	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	なし	1／2	3年間
	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	あり	1／3	5年間
	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日			4年間

令和７年４月１日から令和９年３月31日に取得した資産

対象設備	賃上げ表明	取得期間	特例率	期間
① 機械装置	なし	（特例の適用はありません。）		
② 工具 ③ 器具備品	1．5%以上	令和7年4月1日 ～令和9年3月31日	1／2	3年間
④ 建物附属設備	3%以上	令和7年4月1日 ～令和9年3月31日	1／4	5年間

イ 提出書類（※申告書提出の際に、以下の書類を添付してください。）

- **先端設備等導入計画の事前確認書の写し（認定経営革新等支援機関が発行）**
- **投資計画に関する確認書の写し（認定経営革新等支援機関が発行）**
- 認定を受けた先端設備等導入計画の写し
- 先端設備等導入計画認定書の写し
- 固定資産税軽減計算書及びリース契約書の写し（※リース会社の場合のみ）

ウ 注意事項等

- この特例は、先端設備等導入計画の認定後に取得した設備が対象になります。設備取得後に計画申請を認めるものではありませんのでご注意ください。
- 先端設備等導入計画の認定を受ける方法については、工業・雇用振興課（0144-32-6432）にお問い合わせください。

15 償却資産の主な内容

(1) 種類別償却資産

資産の種類	主な償却資産の一例
構築物	煙突、広告塔、門、塀、外灯、舗装路面、緑化施設、移動可能なプレハブ等
建物附属設備	受変電施設、蓄電池、発電機設備、屋外給排水設備、事業用動力配線、簡易間仕切り、屋外ネオンサイン、厨房設備等
建物の所有者以外の人（テナント）が施工した設備	**店舗等内部造作**、内部仕上げ、照明設備、給排水衛生設備、空調設備、ガス設備等、家屋に属する部分も含みます。
機械及び装置	製造機械設備、旋盤、ボール盤、クレーン、プレス、ガソリンスタンド設備、太陽光発電設備等
船舶	モーターボート、貸船、貸ヨット等
航空機	ヘリコプター、グライダー、飛行機
車両及び運搬具	トラクター、パワーショベル等の**大型特殊自動車**（ナンバープレートの分類番号が「0」または「9」から始まる登録番号の自動車） ※ナンバープレートの取得状況に関わらず、自動車税や軽自動車税の課税客体である自動車は申告の対象となりません。 （大型特殊自動車の要件について、詳しくは10ページをご覧ください。）
工具・器具及び備品	測定工具、検査工具、机、いす、キャビネット、その他の事務機、美容・理容器具、医療機器、金庫、自動販売機、陳列ケース等

(2) 業種別償却資産

業種	資産の名称　※( )内は耐用年数
共通	舗装路面（15又は10）、門・塀（15又は10）、緑化施設（20又は7）、外灯（15）、受変電設備（15）、広告塔（20又は10）、看板（18又は10若しくは3）、ネオンサイン（3）、中央監視制御装置（18）、簡易間仕切（3）、応接セット（8）、ロッカー（15）、キャビネット（15）、パソコン（4）、コピー機（5）、太陽光発電設備（17）等
小売店	商品陳列ケース（8又は6）、陳列棚（8）、レジスター（5）、自動販売機（5）、冷蔵庫（6）等
飲食店	接客用家具・備品（5）、自動販売機（5）、厨房設備（5）、カラオケセット（5）、テレビ（5）、放送設備（6）、冷蔵庫（6）等
理・美容業	理美容椅子（5）、タオル蒸器（5）、テレビ（5）等
医院、歯科医院	ベッド（8）、手術台（5）、X線装置（6）、CTスキャン（6）、消毒殺菌用機器（4）、歯科診療用ユニット（7）、各種キャビネット（15）等
建設業	フォークリフト（4）、パワーショベル（6）、クレーン車（7）、測量機器（5）、可搬式小型発電機（10）等 ※上記の自動車は、大型特殊自動車に該当するものが対象になります
ガソリンスタンド	独立キャノピー（45）、構内舗装（15又は10）、コンクリート擁壁（15）、屋外照明設備（15）、給油装置（8）、洗車装置（8）等
ホテル・旅館業	客室用ベッド（8）、客室用家具（5）、厨房設備（5）、テレビ（5）、放送設備（6）、舗装路面（15又は10）等
娯楽業	パチンコ台（2）、パチスロ台（3）、島設備（5）、ゲーム機（3）、両替機（5）、カラオケセット（5）、ボウリング場用設備（13）等

※貸しビルなどにテナントが施工した内部造作・内部仕上げ、建築設備等については、テナントが償却資産の申告を行うこととなります。

(3)　共同住宅（アパート）・駐車場等の不動産賃貸業の申告について

共同住宅（アパート）や貸駐車場など、不動産賃貸業を営む方が、所有する土地・家屋以外の事業用資産は償却資産の申告の対象となります。ただし、家屋評価に含まれる附帯設備（インターホン、給湯器、換気設備、給排水設備、衛生設備等）は、償却資産の申告の対象外となります。

＜不動産賃貸業の償却資産の例＞

資産の種類	対象資産
構築物	アスファルト舗装、コンクリート舗装、自転車置場、ごみ置場、屋外給排水設備、下水道接続工事、側溝、フェンス、門、ブロック塀、外灯、植栽工事、看板、プロパン庫、Wi-Fi 設備工事　等
機械・装置	太陽光発電設備（屋根一体型を除く）、駐車場機械設備、受変電設備、自家発電設備　等
器具・備品	壁掛エアコン、据付ストーブ、郵便受け・宅配ボックス、防犯カメラ　等

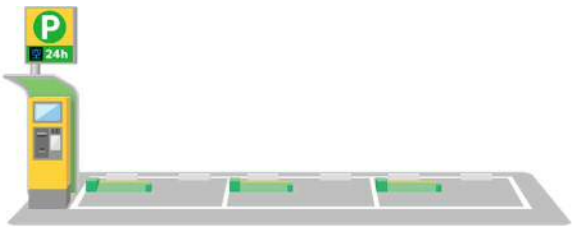

（4） 大型特殊自動車の申告について

償却資産として申告をする必要がある大型特殊自動車とは、以下の要件のうち、いずれかを満たすものです。農耕用とそれ以外のもので要件が異なるため、ご注意ください。

① 農耕用のもの

車体の大きさに関わらず、最高時速が 35ｋｍ 以上のものは大型特殊自動車に該当し、償却資産の申告が必要になります。

② 農耕用以外のもの

【大型特殊自動車の要件】

・長さが4.7mを超えるもの
・幅が1.7mを超えるもの
・高さが2.8mを超えるもの
・最高時速が15ｋｍを超えるもの

※上記のうち1つでも該当する場合は大型特殊自動車となり、償却資産の申告が必要になります。

※ナンバープレートの分類番号が「０」または「９」から始まる登録番号の自動車は、大型特殊自動車に該当します。

【小型特殊自動車の要件】

・長さが4.7m以下のもの
・幅が1.7m以下のもの
・高さが2.8m以下のもの
・最高時速が15ｋｍ以下のもの

※上記のすべてを満たす場合は小型特殊自動車となり、償却資産の申告は不要です。

16　建築設備の償却資産と家屋の区分

家屋の所有者が所有する建築設備の固定資産上の取扱いは、次のとおり家屋(建物)と償却資産に該当する部分を区分して評価しています。なお、この表は一般的な建築設備について区分したものです。ここに記載されていない建築設備についてはお問い合わせください。

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	受・変電設備	設備一式(キュービクル含む)	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備、無停電電源設備	
	中央監視制御装置	中央監視制御装置(配線含)	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電灯照明設備	屋外の照明設備(投光器、スポットライト、水銀灯等)	屋内の照明設備、配電設備等
	電力引込設備	引込工事	
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配線、配管等の設備
	インターホン設備	インターホン機器 ※非木造の家屋に設置された設備に限る	配線、配管等の設備
	拡声装置	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	配線、配管等の設備
	電気時計設備	時計、配電盤等の設置・器具類	配線、配管等の設備
	太陽光発電設備	発電設備一式（配管・配線を含む）	屋根材一体型ソーラーパネル
給排水・衛生設備	衛生設備		設備一式（洗面器、大小便器等）
	給排水設備	屋外の給排水配管等設備	屋内の給排水配管等設備、衛生設備
		家屋から独立して設置された給水塔	家屋の屋上等に設置された給水槽
	特定生産用等	特定の生産又は業務用の設備	
空気調和設備	空調設備	○ルームエアコン(ウインド型・壁掛型) ○特定の生産用設備又は業務用設備	左記以外の設備
	換気設備	ドラフトチャンバー、スクラバー、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
防災設備	火災報知設備	屋外の設備（配線を含む）	屋内の設備
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル	消火栓設備、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備等
	避雷設備	家屋から独立して設置された設備	家屋と一体となって設置された設備
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベアー	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等
	給湯設備	局所式給湯設備 湯沸器、事業用ボイラー、公衆浴場の元釜、補助釜、元釜槽、補助釜槽(ユニットバス等用を除く)	中央式給湯設備 ユニットバス用、床暖房用、洗面所用等
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定生産又は業務用設備	左記以外の設備
	厨房設備	○顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等) ○寮・病院・社員食堂の厨房設備	左記以外の設備
	洗濯設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、事業用に取り付けた給排水管	
	温室	恒久的なものでないもの（ビニールフィルムで覆っているもの）	基礎等を有し、屋根及び周壁に該当する部分が恒久的と認められるもの
		冷凍倉庫における冷凍設備、機械式立体駐車場(装置)、ろ過装置、LAN設備、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易可動間仕切、カーテン、ブラインド、カウンター（造り付け以外）、家具（造り付け以外）等	

※貸しビル、貸し店舗等でテナントなどの家屋の所有者以外の方が施工した内装・造作及び建築設備等については、上記の区分に関わらず全て償却資産として取り扱います。

17　固定資産税（償却資産）と国税（法人税・所得税）の相違点

区分	固定資産税の評価	国税の税務計算
一般の償却資産の償却方法	定率法 ※減価率は法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ	定額法または定率法
特別償却	認めない	認める
割増償却	認めない	認める
圧縮記帳された資産の価額	認めない	認める
増加償却	認める	同左
中古資産の評価方法	中古資産の取得価額を基礎とする	同左
改良部分の評価方法	区分評価	原則区分評価、一部合算も可
資産を取得した場合の初年度の評価方法	半年償却	月割償却
最低限度	取得価額の5%	備忘価額(1円)まで
賦課期日	毎年1月1日	
建設仮勘定中の資産	事業の用に供されている場合は、課税対象となる	減価償却を認めない。 ただし、建設仮勘定として表示されている資産であっても、その完成した部分が事業の用に供されている場合にはその部分は減価償却できる

18　マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合（記載方法は13ページ参照）、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたしますので、以下の資料の写し(コピー)をご持参もしくは申告書に添付してください。

なお、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

	番号確認資料	身元確認資料
①本人が申告書を提出する場合	個人番号カード(裏面)	個人番号カード(表面)
	通知カード※	運転免許証
	住民票(個人番号が記載されたもの)	プレ印字された申告書

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
②代理人が申告書を提出する場合	本人の個人番号カード(裏面)	代理人の個人番号カード(表面)	税務代理権限証書
	本人の通知カード※	代理人の運転免許証	委任状
	本人の住民票(個人番号が記載されたもの)	代理人の税理士証票	プレ印字された申告書

※通知カードは、券面に記載された氏名・住所等が住民票と一致している場合に限る

※eLTAXにて申告される方は電子証明書等にて確認のため、本人確認資料の添付は不要です。

※代理権確認資料については、写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いします。

※マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

※本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

19 申告書の書き方

１．償却資産申告書(償却資産課税台帳)記入例

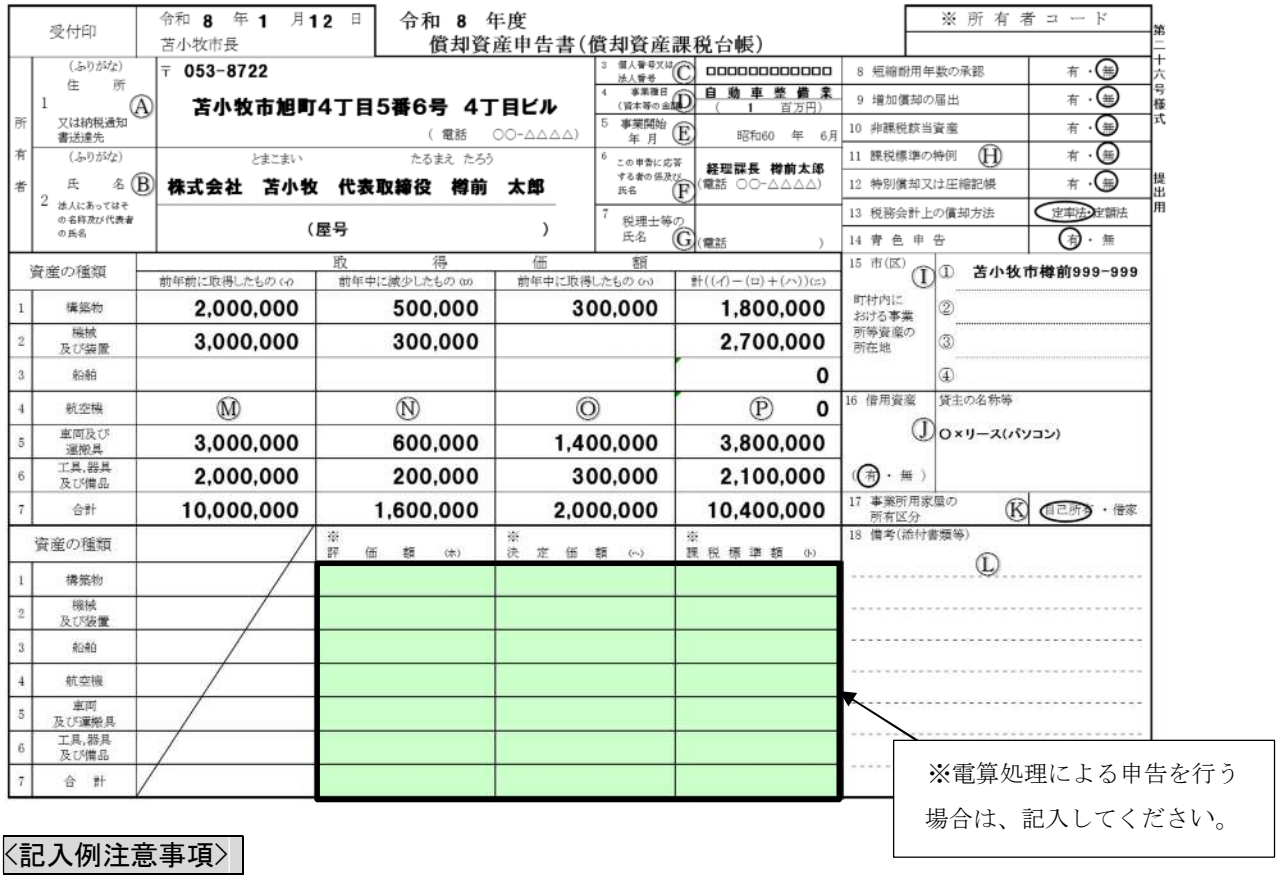

受付印　令和 8 年 1 月 12 日　苫小牧市長

令和 8 年度　償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード

第二十六号様式　提出用

所有者
1 (ふりがな) 住所 Ⓐ 又は納税通知書送達先　〒 053-8722　苫小牧市旭町4丁目5番6号 4丁目ビル　(電話 ○○-△△△△)
2 (ふりがな) 氏名 Ⓑ 法人にあってはその名称及び代表者の氏名　とまこまい たるまえ たろう　株式会社 苫小牧 代表取締役 樽前 太郎　(屋号)

3 個人番号又は法人番号 Ⓒ □□□□□□□□□□□□
4 事業種目(資本等の金額) Ⓓ 自動車整備業 (1 百万円)
5 事業開始年月 Ⓔ 昭和60 年 6月
6 この申告に応答する者の係及び氏名 Ⓕ 経理課長 樽前太郎 (電話 ○○-△△△△)
7 税理士等の氏名 Ⓖ (電話)

8 短縮耐用年数の承認　有・無
9 増加償却の届出　有・無
10 非課税該当資産　有・無
11 課税標準の特例 Ⓗ　有・無
12 特別償却又は圧縮記帳　有・無
13 税務会計上の償却方法　定率法・定額法
14 青色申告　有・無

資産の種類		取得価額 前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)－(ロ)＋(ハ))(ニ)
1	構築物	2,000,000	500,000	300,000	1,800,000
2	機械及び装置	3,000,000	300,000		2,700,000
3	船舶				0
4	航空機	Ⓜ	Ⓝ	Ⓞ	Ⓟ 0
5	車両及び運搬具	3,000,000	600,000	1,400,000	3,800,000
6	工具,器具及び備品	2,000,000	200,000	300,000	2,100,000
7	合計	10,000,000	1,600,000	2,000,000	10,400,000

資産の種類		※評価額 (ホ)	※決定価額 (ヘ)	※課税標準額 (ト)
1	構築物			
2	機械及び装置			
3	船舶			
4	航空機			
5	車両及び運搬具			
6	工具,器具及び備品			
7	合計			

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 Ⓘ
① 苫小牧市樽前999-999
②
③
④

16 借用資産 Ⓙ　貸主の名称等　○×リース(パソコン)　(有)・無

17 事業所用家屋の所有区分 Ⓚ　(自己所有)・借家

18 備考(添付書類等) Ⓛ

※電算処理による申告を行う場合は、記入してください。

〈記入例注意事項〉

Ⓐ：資産所有者の郵便番号、住所（ビル名・階数・屋号等含む）を正確に記入してください。

Ⓑ：資産所有者名(法人の場合は代表者名も)・ふりがなを記入してください。

Ⓒ：個人の方は個人番号（１２桁）を、法人は法人番号（１３桁）を記入してください。

Ⓓ：事業種目及び資本金（百万円単位）を記入してください。

Ⓔ：個人の方は事業開始年月、法人の場合は設立年月を記入してください。

Ⓕ：申告内容についてお答えいただけるご担当者の職・氏名・電話番号を記入してください。

Ⓖ：申告書の作成を税理士に委託した場合、その氏名及び電話番号を記入してください。

Ⓗ：各該当項目を○で囲んでください。

Ⓘ：苫小牧市内における事業所等資産の所在地を記入してください。

Ⓙ：借用資産(リース)がある場合は、資産の名称及び貸主を記入してください。

Ⓚ：事業の用に供している建物が、申告者からみて自己所有か借家か、どちらかを○で囲んでください。

Ⓛ：以下について記入してください。

① この一年間に資産の増減がない場合は、「増減無し」と記入してください。

② 法人の場合は、決算期を記入してください。

③ 「短縮耐用年数承認書の写」・「増加償却の届出書の写」等、添付した書類名を記入してください。

④ 前年中に住所・氏名・名称に異動があった場合、その変更年月日及び変更前の情報を記入してください。

⑤ 廃業、解散や事業に係る申告資産がなくなった場合は、その旨記入してください。

Ⓜ：前年前に取得したものの合計額を資産の種類別に記入してください。

Ⓝ：前年中に減少したものの合計額を資産の種類別に記入してください。

Ⓞ：前年中に取得したものの合計額を資産の種類別に記入してください。(他市町村からの移動資産も含む)

Ⓟ：上記「Ⓜ－Ⓝ＋Ⓞ」によって算出した合計額を、資産の種類別に記入してください。

２．種類別明細書(増加資産・全資産用)記入例

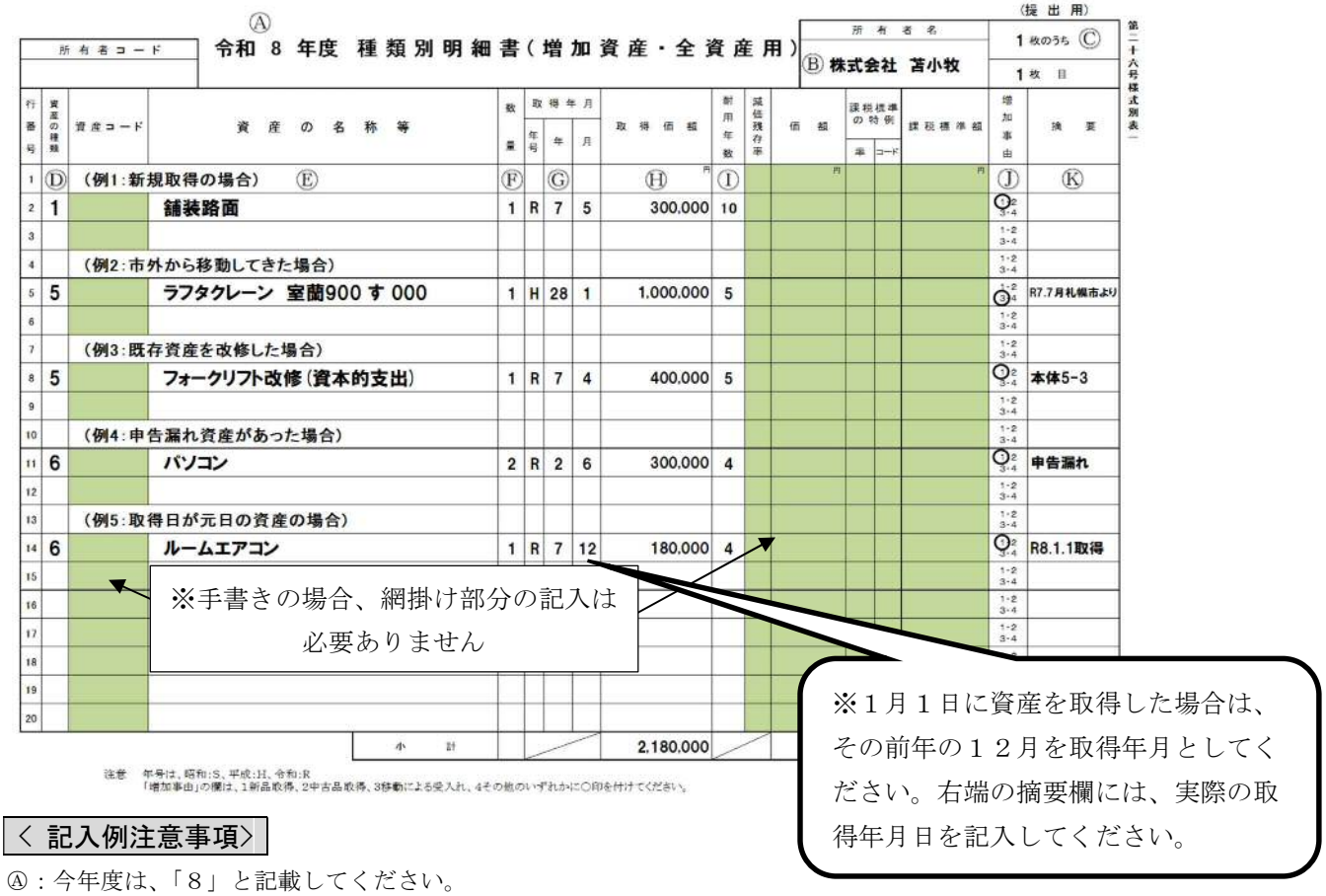

（提出用）

第二十八号様式別表一

所有者コード

Ⓐ 令和 8 年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者名 Ⓑ 株式会社 苫小牧

1枚のうち Ⓒ 1枚 目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例 率	課税標準の特例 コード	課税標準額	増加事由	摘要
1	Ⓓ	（例1：新規取得の場合）	Ⓔ	Ⓕ		Ⓖ		Ⓗ 円	Ⓘ		円			円	Ⓙ	Ⓚ
2	1		舗装路面	1	R	7	5	300,000	10						① 2 3 4	
3															1 2 3 4	
4		（例2：市外から移動してきた場合）													1 2 3 4	
5	5		ラフタクレーン 室蘭900 す 000	1	H	28	1	1,000,000	5						1 ② 3 4	R7.7月札幌市より
6															1 2 3 4	
7		（例3：既存資産を改修した場合）													1 2 3 4	
8	5		フォークリフト改修（資本的支出）	1	R	7	4	400,000	5						① 2 3 4	本体5-3
9															1 2 3 4	
10		（例4：申告漏れ資産があった場合）													1 2 3 4	
11	6		パソコン	2	R	2	6	300,000	4						① 2 3 4	申告漏れ
12															1 2 3 4	
13		（例5：取得日が元日の資産の場合）													1 2 3 4	
14	6		ルームエアコン	1	R	7	12	180,000	4						① 2 3 4	R8.1.1取得
15															1 2 3 4	
16															1 2 3 4	
17															1 2 3 4	
18																
19																
20																
			小計					2,180,000								

注意　年号は、昭和：S、平成：H、令和：R
「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

※手書きの場合、網掛け部分の記入は必要ありません

※１月１日に資産を取得した場合は、その前年の１２月を取得年月としてください。右端の摘要欄には、実際の取得年月日を記入してください。

〈 記入例注意事項〉

Ⓐ：今年度は、「８」と記載してください。

Ⓑ：所有者名を記入してください。

Ⓒ：用紙の枚数を記入してください。

Ⓓ：申告資産の該当する種類を、下記より１～６までの数字で記入してください。

１．構築物　２．機械及び装置　３．船舶　４．航空機　５．車両及び運搬具　６．工具、器具及び備品

Ⓔ：資産の名称及び規格等を記入してください。

※大型特殊自動車の場合は、「室蘭 000 と○○○」「室蘭 900 す○○○」等、登録番号を記入してください。

Ⓕ：資産の数量を記入してください。

Ⓖ：資産を実際に取得した年月を記入してください。（年号は、令和：R、平成：H、昭和：Sと記入）

※他市町村から資産を移動してきた場合も、当初に資産を取得した年月をご記入ください。

Ⓗ：資産の取得価額を記入してください。なお、固定資産税における圧縮記帳は認められておりませんので、圧縮額を含めた取得価額を記入してください。

Ⓘ：法定耐用年数（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表 1、2、5、6）の年数を記入してください。

Ⓙ：増加事由は、下記より１～４のいずれかを○で囲んでください。

１．新品取得　２．中古品取得　３．移動による受入(他市町村から移動)　４．その他

Ⓚ：以下のような事項を記入してください。

① 船舶の場合は、船舶登録番号、船舶の種類を記入してください。

② 本体に改良を加えた場合の費用(資本的支出)は、本体の資産コードを記入してください。また、資産名の後に「資本的支出」と追記願います。

③ 中古資産については、経過年数を記入してください。

④ 他市町村から移動してきた資産は、その年月を記入してください。

⑤ 課税標準の特例または非課税資産に該当する場合は、摘要欄にその旨記入してください。

※変更等により資産の一部を訂正する場合は、明細書に、訂正前と訂正後の事項を記入してください。

３．種類別明細書（減少資産用）記入例

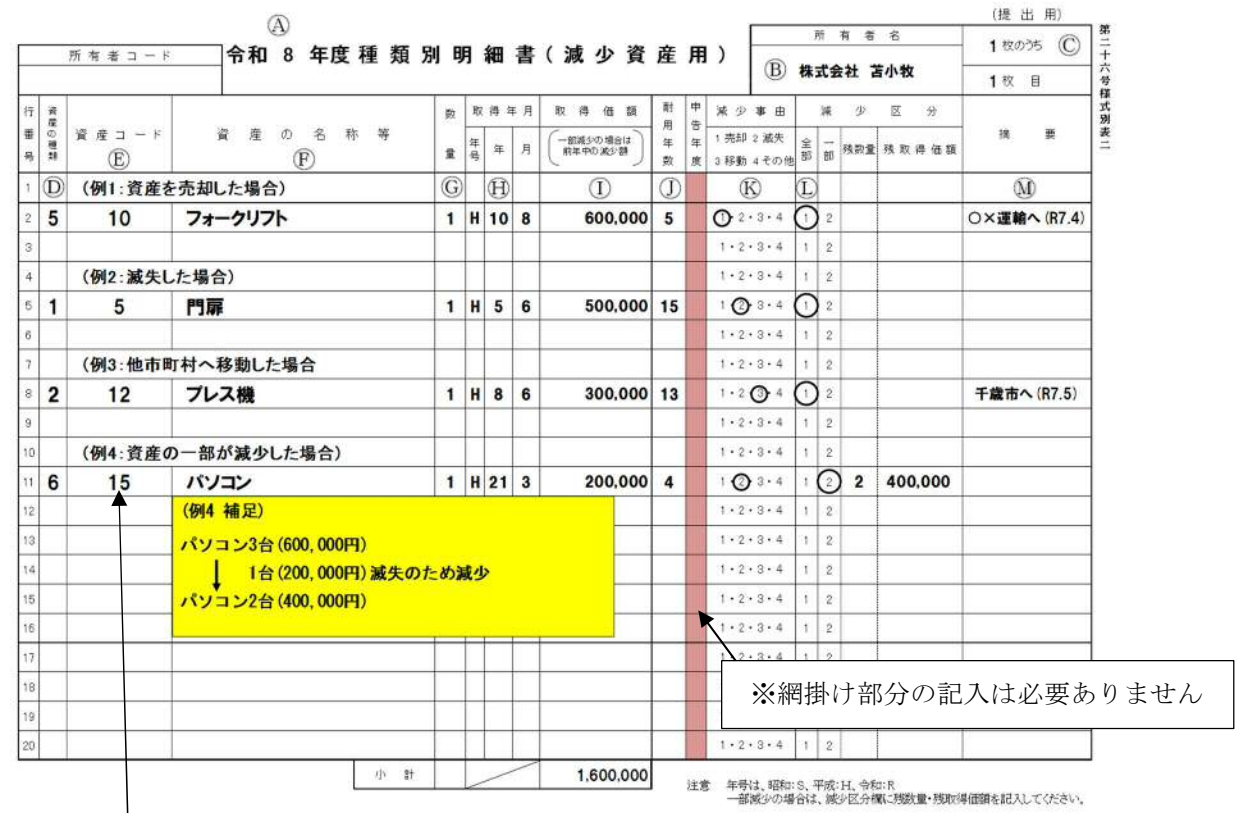

（提出用）　第二十六号様式別表二

Ⓐ　令和 8 年度種類別明細書（減少資産用）

所有者コード

所有者名　Ⓑ 株式会社 苫小牧

1枚のうち Ⓒ 1枚目

行番号	資産の種類 Ⓓ	資産コード Ⓔ	資産の名称等 Ⓕ	数量 Ⓖ	取得年月 年号 Ⓗ	年	月	取得価額（一部減少の場合は前年中の減少額） Ⓘ	耐用年数 Ⓙ	申告年度	減少事由 1売却 2滅失 3移動 4その他 Ⓚ	減少区分 全部 Ⓛ	一部	残数量	残取得価額	摘要 Ⓜ
1		（例1：資産を売却した場合）		Ⓖ	Ⓗ			Ⓘ	Ⓙ		Ⓚ	Ⓛ				Ⓜ
2	5	10	フォークリフト	1	H	10	8	600,000	5		①・2・3・4	①	2			○×運輸へ（R7.4）
3											1・2・3・4	1	2			
4		（例2：滅失した場合）									1・2・3・4	1	2			
5	1	5	門扉	1	H	5	6	500,000	15		1・②・3・4	①	2			
6											1・2・3・4	1	2			
7		（例3：他市町村へ移動した場合									1・2・3・4	1	2			
8	2	12	プレス機	1	H	8	6	300,000	13		1・2・③・4	①	2			千歳市へ（R7.5）
9											1・2・3・4	1	2			
10		（例4：資産の一部が減少した場合）									1・2・3・4	1	2			
11	6	15	パソコン	1	H	21	3	200,000	4		1・②・3・4	1	②	2	400,000	
12			（例4 補足）								1・2・3・4	1	2			
13			パソコン3台（600,000円）								1・2・3・4	1	2			
14			↓ 1台（200,000円）滅失のため減少								1・2・3・4	1	2			
15			パソコン2台（400,000円）								1・2・3・4	1	2			
16											1・2・3・4	1	2			
17											1・2・3・4	1	2			
18																
19																
20											1・2・3・4	1	2			
			小計					1,600,000								

注意　年号は、昭和：S、平成：H、令和：R
一部減少の場合は、減少区分欄に残数量・残取得価額を記入してください。

※網掛け部分の記入は必要ありません

※既申告資産の資産番号は、同封の「償却資産種類別明細書」に表示されていますので、ご記入ください。

〈記入例注意事項〉

Ⓐ：今年度は、「８」と記載してください。

Ⓑ：所有者名を記入してください。

Ⓒ：用紙の枚数を記入してください。

Ⓓ～Ⓘ

：償却資産種類別明細書に資産種類ごとに資産番号を付番してありますので、同明細書をもとに前年中に減少した資産を、記入例のとおり資産の種類（D 欄）から耐用年数（J 欄）まで記入してください。

また、資産の一部が減少した場合は、その数量・減少額を記入してください。

Ⓚ：減少事由は、下記より１～４のいずれかを○で囲んでください。

１．売却　２．滅失　３．移動　４．その他

Ⓛ：区分については(１.全部・２.一部)のいずれかを○印で囲んでください。

一部減少の場合は、その減少した資産の残数量・残取得価額を記入してください。

Ⓜ：減少した事由が、「１.売却」の場合はその売却先の名称等を、「３.移動」の場合は移動先の市町村名を記入してください。

４．申告の対象となる資産の確認（例）

償却資産の申告を行う際は、直近の固定資産台帳にて所有する減価償却資産が課税対象となるかどうか確認してください。下表１の例では網掛けされた資産が固定資産税（償却資産）の課税対象資産です。

対象となる資産をお持ちの場合は、申告の際に「名称」「取得年月」「数量」「取得価額」「耐用年数」の記載が必要になります。

表１

固定資産台帳　兼　減価償却計算書

●●●●株式会社

自　令和　年　月　日
至　令和　年　月　日

	固定資産コード 名称	取得年月	償却方法 数量	取得価額	期首帳簿価額	耐用年数 償却率	期間	当期償却額	償却累計額	期末帳簿価額	摘要
	【建物・建物附属設備・構築物】										
	01-00001 事務所	S63.5	旧定率法 1式	57,364,000	1	50年 0.045		0	57,364,000	0	償却済み
	01-00002 事務所前　アスファルト舗装路面	H17.8	旧定率法 1式	1,862,278	121,979	10年 0.206	12/12	25,128	1,765,426	96,852	
※1	01-00003 店舗　内装工事（テナント内部造作）	H23.2	250%定率法 1	2,174,630	462,040	15年 0.167	12/12	77,161	1,789,750	384,880	
	※科目計			61,400,908	584,020			102,288	60,919,176	481,732	
	【機械装置】										
※2	02-00001 コンプレッサー	H22.8	250%定率法 1式	1,480,000	1	8年 0.313	12/12	0	1,479,999	1	償却済み
	※科目計			1,480,000	1		12/12	0	1,479,999	1	
	【車両及び運搬具】										
※3	05-00001 フォークリフト　室蘭999と00-00	H27.4	200%定率法 1式	195,000	48,750	2年 1.000	12/12	48,750	194,999	1	中古資産
※4	05-00002 自動車　室蘭300ま00-00	H29.10	200%定率法 1式	2,483,611	1,472,690	6年 0.333	12/12	490,406	1,501,326	982,285	
	※科目計			2,678,611	1,521,440			539,156	1,696,325	982,286	
	【器具及び備品】										
	06-00001 エアコン	H16.11	旧定率法 1式	336,000	1	6年 0.319	12/12	0	335,999	1	償却済み
※5	06-10001 パソコン	H30.2	1式	169,800							一括償却資産
	【器具及び備品（リース期間定額法）】										
※6	06-20001 コピー機	H28.6	リース定額 1式	1,213,200	788,580	5年 0.200	12/12	242,640	667,260	545,940	
	※科目計			1,719,000	788,581			242,640	1,003,259	545,941	
	【無形固定資産】										
※7	99-00001 ソフトウェア	H31.3	定額法 1式	2,250,000	1,875,000	5年 0.200	12/12	450,000	825,000	1,425,000	
	※科目計			2,250,000	1,875,000			450,000	825,000	1,425,000	

※1　賃借人が施工した内部造作、内部仕上げ、建築設備等は申告の対象となります。

※2　減価償却が終了している資産でも、事業の用に供している資産は申告の対象となります。

※3　大型特殊自動車に該当するものは申告の対象となります。（詳細：10 ページ）

※4　自動車税や軽自動車税の課税客体である自動車は申告の対象ではありません。

※5　一括償却資産として経理処理した資産は申告の対象ではありません。

※6　リース期間定額法によって減価償却を行う資産（所有権移転外ファイナンスリース）の場合は、資産の貸主が申告を行うため、借主の申告は必要ありません。

※7　無形固定資産（電話加入権、特許権、ソフトウェア等）は申告の対象ではありません。

表２

少額減価償却資産明細表

名称	数量	取得年月	損金算入額	備考
パソコン	1	H30	245,000	

租税特別措置法の対象資産として、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金（必要経費）算入の特例を適用している資産は、**償却資産の申告対象となります。**

20 償却資産申告のチェックリスト

申告書を提出する前に確認してください。（このチェックリストは提出不要です）

1　申告書、種類別明細書の内容に記載漏れ、誤りはありませんか？

[申告書]

□住所、氏名、連絡先、税理士、担当者名

□個人番号又は法人番号

□前年前に取得したものの取得価額（昨年の申告と同額か）

[種類別明細書]

□資産名称、種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数

□増加事由（１から４までのいずれかに○）

□過年度申告漏れ資産（摘要欄に「過年度申告漏れ」と記載）

2　申告が必要な資産が漏れていませんか？

□令和８年１月１日現在、事業の用に供することができる資産

□決算終了後から１月１日までに取得した資産

□簿外資産、減価償却を終えた資産であっても事業の用に供することができる資産

□遊休、未稼働資産であっても事業の用に供することができる資産

□改良費（償却資産の価値を高める費用は、元の資産と別に申告する必要があります）

□リース資産（契約の内容によって申告者が変わります）

□大型特殊自動車（分類番号が「0」または「9」から始まる登録番号の自動車）

□中小企業等が取得した価額 30 万円未満の特例制度適用資産（損金算入又は即時償却した資産）

3　以下の資産が含まれていませんか？（申告対象外の資産）

□家屋（本体及び家屋と一体で家屋の効用を高める資産）

□苫小牧市外にある資産

□無形減価償却資産（加入権、営業権等の権利、ソフトウェア等）

□自動車、軽自動車、小型特殊自動車（ナンバープレートを取得していない場合も含む）

□取得価額が 10 万円未満で一時損金（必要な経費）に算入した資産

□取得価額が 20 万円未満で 3 年間で一括償却する資産

※電算処理による申告の方は、以下も確認してください。

□評価額は最低限度額（取得価額の 5%）を下回っていませんか？

□評価額は、耐用年数に応じる減価率表（旧定率法と同じ）による半年償却で算出していますか？

〒０５３－８７２２
苫小牧市旭町４丁目５番６号

苫小牧市役所
財政部資産税課　償却資産係　行

←＜郵送用ラベル＞
このラベルを切り取って、申告書送付の際の封筒に貼り付けて、ご利用ください。